

いばらき被害者支援センターは
次のような活動もしています

支援員の養成

●支援活動員の養成

養成講座（初・中・上級編）を開講し、被害者支援活動員を養成します。

●支援活動員の継続研修

認定された支援活動員に対し、継続研修を行います。

●「全国被害者支援ネットワーク」等主催の研修

全国研修、ブロック研修などのさまざまな研修に参加し、支援員の資質向上を図っています。

広報・啓発活動

被害者支援の大切さを多くの方に知ってもらうために、講演会や研修会の開催、機関紙の発行、広報キャンペーンなどの活動を行っています。

他機関との連携

●「全国被害者支援ネットワーク」との連携

「全国被害者支援ネットワーク」の会員組織として、全国の民間支援団体との連携を図り、支援を充実させています。

●県内の関連機関・団体との連携

県や市町村の被害者担当窓口や刑事司法機関・団体との連携により支援活動の充実を図っています。

犯罪の被害にあわれてお困りの方は
遠慮なくお電話ください。

いばらき被害者支援センター

029-232-2736

月～金 午前10時～午後4時まで 祝日・年末年始は除く

性暴力被害者サポートネットワーク茨城

（全国共通短縮番号）**#8891**（通話料無料）

もしくは **0120-8891-77**（通話料無料）

または **029-350-2001**

（女性相談員が対応します）

月～金 午前9時～午後5時まで

※夜間や土日祝日等の時間は全国共通の相談電話につながります

- 相談・支援は、無料です
- 秘密は守られます
- 面接相談・直接的支援は必要に応じて行います

茨城県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

公益
社団法人 いばらき被害者支援センター

事務局 | 〒310-0802 茨城県水戸市柵町1-3-1 茨城県水戸合同庁舎6階
TEL 029-232-2738 FAX 029-232-3100

ホームページ <http://www.ivac.or.jp>

メールアドレス jimu@ivac.or.jp

犯罪の被害にあわれた方へ

わたしたちは
あなたを支援します。



i-VAC

茨城県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

公益
社団法人 いばらき被害者支援センター

ホームページ <http://www.ivac.or.jp>

突然、犯罪の被害にあったら… 突然大切な人を失ったら…

被害にあわれた方へ

公益社団法人いばらき被害者支援センターは、犯罪の被害にあわれた方やそのご家族を支援している民間支援団体です。平成 14 年に茨城県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受け、事件、事故から早い段階での適切な支援を行っております。

犯罪の被害にあうと、人は、精神的・身体的・経済的問題など、さまざまな問題をかかえます。

いばらき被害者支援センターでは、あなたが平穏な日常生活を取り戻せるよう、訓練を受けた支援員が要望に応じて支援を行います。

あなたは、決してひとりではありません。ご遠慮なくご相談ください。

「犯罪被害者等早期援助団体」とは

「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」第 23 条に基づき、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的として設立された営利を目的としない法人のうち公安委員会が指定した法人をいう。

わたしたちは支援します

※秘密は守られます。
※相談・支援は無料です。

電話相談

専門家や専門的な訓練を受けた相談員が、犯罪被害により生じたさまざまな問題について相談に応じます。

申請補助

「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に基づき、給付金の申請をする方のお手伝いをします。



面接相談

電話相談後、必要に応じて面接相談を行います。

自助グループ支援

ご遺族が、安心して話すことができる場を提供しています。

直接的支援

相談の中から状況に応じて被害にあわれた方に直接お会いして支援します。

支援内容は右頁をご参照ください。

直接的支援とは…

被害直後、外出することが難しい場合は、ご自宅にうかがいます。

- 例えば
- ・ご自宅での面接相談を行います。
 - ・その他、ご相談の上必要な支援を行います。

病院に行く際、支援員が付き添います。

- 例えば
- ・病院での治療・検査のとき
 - ・場合によっては、病院のアポイントメントをとります。
 - ・その他、ご相談の上必要な支援を行います。

市役所、役場、その他行政機関に行く際、支援員が付き添います。

- 例えば
- ・届出のために
 - ・その他、ご相談の上必要な支援を行います。

警察署や検察庁に行く際、支援員が付き添います。

- 例えば
- ・事情聴取のとき
(ただし、支援員の同席が認められない場合もあります。)
 - ・その他、ご相談の上必要な支援を行います。

裁判に関する支援を行います。

- 例えば
- ・刑事司法の流れや裁判についての説明や情報を提供します。
 - ・裁判の流れやその日に行われた裁判の内容について説明をします。
 - ・裁判所に向くことができない被害者の代わりに傍聴して報告をします。
 - ・マスコミ等にコメントを出したい場合に、間に入って調整します。
 - ・その他、ご相談の上必要な支援を行います。